



「子ども・子育て支援新制度」により、保育所等の保育施設の入所の手続きは次のとおりです。

入所を希望する場合は、保護者の労働等を理由とした、お子さんへの「保育の必要性の認定」を受けたうえで、「利用の申込み」をしていただきます。

(保育の必要性の認定と利用申込みは同時に行います)

入所の決定は、保育の必要性の認定を受けたお子さんの中で、申し込み順ではなく、保育の必要性の高い順に調整(選考)し、決定します。したがって、保育の必要性の認定を受けたとしても、必ず入所できるとは限りません。

～支給認定と利用区分について～

【保育の必要性の支給認定申請】

保育所の利用を希望する場合には、保育を必要とする認定『支給認定』を受ける必要があります。支給認定の申請に基づき、「支給認定証」が交付されます。

年 齢	保育の必要性	認定区分	利 用 先
満3歳以上	教育(幼稚園)を希望する場合	1号認定	幼稚園、認定子ども園
	「保育の必要な事由」に該当し、	2号認定	保育所、認定子ども園
満3歳未満	保育を希望する場合	3号認定	保育所、認定子ども園、地域型保育

★ 伊江村に認定こども園や地域型保育はありません。

※ 伊江村では、幼稚園は原則5歳児のみ
保育所は4歳児までの受け入れとなります



【利用区分(保育の必要量)について】

新制度では、保護者の状況を客観的に確認し、保育利用時間を「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定します。

利用区分	説 明	利用時間	備 考
保育標準時間	月120時間以上 両親のフルタイム就労等を想定した利用時間	最長11時間	*妊娠・出産 *災害復旧 *DV等
保育短時間	月64時間以上120時間未満(1日4時間以上かつ月16日) 両親又はいずれかがパートタイム就労を想定した利用時間	最長8時間	*求職 *育休取得

※「保育の必要な事由」のうち、就労、親族の介護・監護、保護者の疾病や障がいについては、保護者の状況を書面にて確認し、保育の必要認定を行います。

※保育短時間に該当する在園児については、経過措置として平成29年度(1年間)は保育標準時間で利用できます。ただし、その兄弟姉妹で新規入所の児童については経過措置は該当しません。